



下田市教育委員会告示第 号

下田市立中学校再編方針検討会議設置要綱を次のように定める。

平成 28 年 月 日

下田市教育委員会  
教育長 佐々木 文夫

(設置)

第 1 条 下田市立中学校再編整備に係る課題について検討及び調査を行うため、下田市立中学校再編方針検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議は、前項の規定による検討及び調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(組織)

第 2 条 検討会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長は教育長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 委員の数は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 下田市校長会会長及び副会長

(2) 下市内小中学校 P T A 会長

(3) 下市区長連絡協議会市内 6 地区会長

(任期)

第 3 条 委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定により会議が招集されたときから第 1 条第 2 項の規定により、検討会議が廃止されたときまでとする。

(役員)

第 4 条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があるときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年 月 日から施行する。

下田市立中学校再編方針検討会議名簿案（設置要綱上）

	所属	役職等	選出区分		備考
1	教育長	会長	第2条第2項	教育長	
2	下田市校長会会長		第2条第3項第1号	下田市校長会会長及び副会長	
3	下田市校長会副会長		第2条第3項第1号	下田市校長会会長及び副会長	
4	下田市立稲梓小学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
5	下田市立稲生沢小学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
6	下田市立白浜小学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
7	下田市立浜崎小学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
8	下田市立下田小学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
9	下田市立大賀茂小学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
10	下田市立朝日小学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
11	下田市立稲梓中学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
12	下田市立稲生沢中学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
13	下田市立下田東中学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
14	下田市立下田中学校PTA会長		第2条第3項第2号	下田市内小中学校PTA会長	
15	下田市区長連絡協議会下田地区会長		第2条第3項第3号	下田市区長連絡協議会市内6地区会長	
16	下田市区長連絡協議会稲生沢地区会長		第2条第3項第3号	下田市区長連絡協議会市内6地区会長	
17	下田市区長連絡協議会稲梓地区会長		第2条第3項第3号	下田市区長連絡協議会市内6地区会長	
18	下田市区長連絡協議会朝日地区会長		第2条第3項第3号	下田市区長連絡協議会市内6地区会長	
19	下田市区長連絡協議会浜崎地区会長		第2条第3項第3号	下田市区長連絡協議会市内6地区会長	
20	下田市区長連絡協議会白浜地区会長		第2条第3項第3号	下田市区長連絡協議会市内6地区会長	

事務局

21	学校教育課長	事務局長	第7条第1項	検討会議の庶務は、学校教育課において処理する。	
22	学校教育課参事				
23	学校教育課学校教育係長				
24	学校教育課担当				